

韓国戒厳令から考える 緊急事態条項

【日時】2025年2月12日（水）午後6時～午後8時30分

【場所】弁護士会館2階クレオAB、オンライン配信（Zoom）

司会：菅 芳郎

（東京弁護士会憲法問題対策センター憲法改正問題対応部会部会長）

1. 開会の挨拶

上田 智司（東京弁護士会会長）

2. 第1部

（1）基調講演 愛敬 浩二 氏（早稲田大学法学学術院教授）

（2）現場報告 猿田 佐世 氏（新外交イニシアティブ代表、弁護士）

（3）報告 中山 洋子 氏（東京新聞特別報道部長）

～ 休憩 ～

3. 第2部 パネルディスカッション

＜パネリスト＞

愛敬 浩二 氏（同上）

猿田 佐世 氏（同上）

中山 洋子 氏（同上）

＜コーディネーター＞

菅 芳郎（同上）

4. 閉会の挨拶

三枝 恵真（東京弁護士会副会長）

韓国の戒厳令から考える日本の緊急事態条項——憲法学者の立場から

愛敬浩二（早稲田大学）

はじめに

「韓国の教訓は、緊急事態条項があればあつという間に独裁体制が確立できること、権力濫用の歯止めを設けても、権力者が実力を行使すれば無効にできることである。（改行）以上から、緊急事態条項を日本国憲法に創設することに私は反対である」（永井幸寿「私の視点」朝日 25/2/7）

1 尹大統領の戒厳宣布と韓国憲法史

「2024 年 12 月 3 日、消え去ったと思われていた戒厳法の亡霊が 45 年を経て再び現れて悪夢のように人々にとりついた」（Won 2024）

(1) 尹大統領による戒厳宣布とその顛末（読売 24/12/14）【資料 1】

- ① 22 時 27 分：尹大統領が「自由憲政秩序を守るため」と称して「非常戒厳」を宣布
- ② 22 時 31 分：戒厳兵約 10 人がソウル郊外の中央選挙管理委員会に侵入
- ③ 23 時 48 分頃：戒厳兵約 280 人をヘリコプターで国会に投入
 - * 国会前に集まった抗議市民は 4000 人
- ④ 4 日 0 時 30 分頃：ソウル市内・郊外の中央選管関連施設に戒厳兵約 287 人が侵入
- ⑤ 1 時頃：ソウル市内の世論調査会社に戒厳兵約 10 人が侵入
- ⑥ 1 時 1 分：国会本会議で戒厳令解除要求決議案が可決
- ⑦ 1 時 11 分：国会に侵入した戒厳兵が撤退開始（2 時 3 分に撤退完了）

(2) 1948 年大韓民国憲法制定以降の戒厳宣布の歴史（宋 2003、文 2015）

- ① 1948 年 10 月（麗水・順天事件）、② 1948 年 11 月（済州 4・3 事態）、③ 1950 年 7 月～1951 年春（朝鮮戦争）、④ 1951 年 12 月（釜山政治危機）、⑤ 1960 年 4 月、⑥ 1961 年 5 月（5・16 クーデタ➡朴正熙の登場）、⑦ 1964 年 3 月、⑧ 1972 年 10 月（維新クーデタ）、⑨ 1979 年 10 月（維新独裁に対する国民の抵抗激化と朴大統領の射殺事件）、⑩ 1980 年 5 月（全斗煥 5・17 クーデタ、光州事件）。
 - * 保守系各紙（朝鮮日報・東亜日報）も当初、戒厳宣布に批判的（読売 24/12/4 夕）

(3) 尹大統領による戒厳宣布の法的評価

- ① 憲法 77 条 1 項の実体要件を満たさず、77 条 4 項の手続要件にも違反（Won 2024）
 - ② 尹大統領は「大統領の非常戒厳は司法審査の対象にならない統治行為」と主張（読売 24/12/13）
- Cf. 「主権者とは例外状態における決定者である」（シュミット『政治神学』1922 年の最初の一節）

2 国家緊急権・緊急事態条項にどう向き合うべきか

- (1) 「議會＝法律」による事前統制から司法を含む事前・事後統制へ
 - ① カール・シュミットの国家緊急権論（シュミット 2007: 2-3）
 - (a) 「正常時に効力をもつ法規たる一般規範は、絶対的非常事態を決して把握することはできず、従って真の非常事態の存否の決断を完全に基礎づけることはできない」
 - (b) 「どのような時が危急事態かを明示することも、現実には非常な危急事態が生じた場合にそれを除去するためにとるべき措置の内容を列挙することも不可能で、非常時決定権限の要件も内容も必然的に無限定なものとなる。否そこでは法治国的意味の権限なるものはそもそも存在しえず、憲法はせいぜいそのような場合に誰が行動しうるかを定めうるだけである」

②9/11 同時多発テロ事件以降の英語圏の国家緊急権論（愛敬 2012）

(a)立法府（法律）が事前に緊急事態への対応措置を具体的に列挙することは不可能であるとしても、裁判所が事後に個別の措置の可否を判断することは可能

(b)執行権に対する法的統制を極小化しようとする論者の多くは、裁判官が緊急事態の問題に干渉すべきではないことを実質的に論証

＊第三者機関による監視 cf. イギリス：テロリズム立法独立審査官

<https://terrorismlegislationreviewer.independent.gov.uk/>

(2)緊急事態対応に関する憲法学説の議論状況の変容

①通説（芦部信喜）による国家緊急権の定義（芦部 1992: 65）

(a)戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、(b)平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、(c)国家権力が、国家の存立を維持するために、(d)立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して、非常措置をとる権限

②憲法学界における「二分論」の有力化

(a)「緊急事態」と「非常事態」の区別（愛敬 2015）

㊦緊急事態：平時の法制度・法運用とは異なる対応を必要とする事態を広く含む

㊦非常事態：「平時の統治機構をもってしては対処できない」程度の緊急事態のみを指す

(b)emergency に対処するための特別な立法や法運用が行われるとしても、「平時の統治機構」の下でそれが行われ、立憲的統制が十分に機能するのであれば、それは「緊急事態」であっても、「非常事態」ではない

(3)憲法方式と法律方式の区別

①日本の制度設計は小選挙区中心の議院内閣制のため、厳格な権力分立を採用する国（アメリカ）や連邦制を採用する国（ドイツ）と比べて、政府への権力集中が容易

＊憲法（立憲主義）の役割を「根拠」ではなく「統制」に求めるのであれば、厳格な権力分立や権力分立を採用しない日本の憲法制度の下では、法律方式を優先すべき

②憲法遵守の意識が乏しい政府の下では、法律方式を優先すべき

＊臨時国会の召集期限（憲法 53 条）に関する自民党の改憲案と実際の対応

3 現在の改憲論議における緊急事態条項論——その「軽さ」と「重さ」

(1)緊急事態条項論議の特徴 【資料 2・3】

①憲法上の「根拠」が議論の中心

②戦争・自然災害・パンデミック等の事態を区別せずに議論

③明文改憲が必要な論点での合意形成→国会議員任期延長問題

第 45 条：衆議院議員の任期は、4 年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第 46 条：参議院議員の任期は、6 年とし、3 年ごとに議員の半数を改選する。

(2)日本弁護士連合会・東京弁護士連合会の意見書

①日弁連「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」（17/2/17）

②日弁連「大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書」（17/12/22）

③日弁連「国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書」（23/5/11）

④東弁「緊急事態時に国会議員の任期延長等を認める憲法改正に反対する意見書」（23/12/7）

(3)明文改憲のテーマとしての緊急事態条項の「美味しさ」

①政局

(a) 9 条改憲に関する公明党の「消極性」→任期延長改憲への積極性

(b) 保守系野党（維新・国民）にとっての「美味しさ」→立憲民主党との「差別化」

(c) 「立憲主義のための明文改憲」を主張できる⇒立憲民主党保守派の「抱き込み」 **【資料 4】**

②「平和憲法」と呼ばれる日本国憲法の「体質 constitution」を変更できる

Cf. 愛敬浩二「「羊頭狗肉」の改憲論議？」<https://shiminrengo.com/archives/7412>

4 緊急権制度の「遠心・乖離的傾向」と、「市民社会」の「強さ」と「弱さ」

(1)ドイツ基本法の「緊急事態憲法」（1968 年改正） **【資料 5】**

①「制度化された緊急権の完成形態」（水島朝穂）の下でも新たな緊急事態（1970 年代の一連のテロリズム等）に関連して「超法規的緊急避難の法理」が援用され、学説では「不文の超憲法的国家緊急権の法理」が論じられてきた。

②「緊急権の制度化を極限まで追求しても、『新しい事態』の出現によって制度化の枠を超える遠心・解離的傾向が不可避免的に生み出されるという緊急権のアポリアに逢着する」（水島 1995: 208）

(2)緊急権制度と「市民社会」の「強さ」

①「戒厳令のエピソードは韓国社会における民主主義への強い支持を照らし出した」（Ha 2024）

②「フランスでは、司法審査に代り、路上の市民が実効的なコントロールを行いがちであり、その先例として、非常事態での措置である 1830 年の 7 月革命に対する市民の蜂起（栄光の 3 日間）が記憶されている」（小島 2017）

* 「路上の市民のコントロール」については、アルジェリア戦争という非常事態をパリで経験した憲法学者の回想が印象的（樋口 2007: 15-28）

(3)緊急権制度と「市民社会」の「弱さ」

①戒厳宣布後に露呈した韓国社会の困難？

(a) 尹大統領支持者らがソウル西部地裁に乱入して暴徒化（25/1/19）

(b) 「韓国与党支持率上昇 最大野党上回る」（読売 25/1/18）

(c) 20・30 歳代男性の反フェミニズム／右傾化と極右 YouTuber の影響力(Lee 2025)

②「ポスト・デモクラシー」論と「永遠の政治」論（愛敬 2023）

(a) 「ポスト・デモクラシー」論

㉞「先進工業国の大半において、どんな政党が政権に就こうと、国の政策には富者の利益になるよう一定の圧力が継続的にかけられる」

㉟「企業のほうが知識面で政府より優位であるとの考えが議論の余地ないイデオロギーと化している」

* 日本の「ポスト・デモクラシー」状況：2010 年参院選前の菅直人首相の消費税 10%発言（愛敬 2020）

(b) 「永遠の政治」論：「政策選択の幅」が小さいからこそ、権力者は「文化戦争」（トランプ派のマスク拒否）や情報操作（Fake News 等）に頼る

㉞「大規模な不平等が固定化し、プロパガンダが政策にとって代わり、必然性の政治から永遠の政治に移行するなどロシアで実際に起きたことは、アメリカやヨーロッパでも起こりうる」

㉟「必然の政治」（ヨーロッパ・アメリカ）と「永遠の政治」（ロシア）

* 永遠の政治：政府の役割は将来の幸福を約束することではなく、現在の社会を脅威から守ること。永遠の政治を唱える政治家は危機をでっちあげ、その結果生じる感情を操作する。

【参考文献】

愛敬浩二「改憲問題としての緊急事態条項」論究ジュリスト 15 号（2015 年）

—— 「壊憲論議の高揚・停滞と『迷走する政治』」駒村圭吾・吉見俊哉編著『戦後日本憲政史講義』法律文化社、2020 年

—— 「岸政権下の『改憲／壊憲』にどう向き合うべきか」前衛 1026 号（2023 年）

芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』（有斐閣、1992 年）

小島慎司「非常事態の法理」論究ジュリスト 21 号（2017 年）

初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集 第 5 版』三省堂、2020 年

宋石充（徐勝訳）「現代韓国憲法史における国家緊急権」立命館法学 287 号（2003 年）

樋口陽一『「共和国」フランスと私 日仏の戦後デモクラシーをふり返る』つげ書房新社、2007 年

文京沫『新・韓国現代史』岩波新書、2015 年

水島朝穂『現代軍事法制の研究』日本評論社、1995 年

コリン・クラウチ（近藤隆文訳）『ポスト・デモクラシー』青灯社、2007 年

カール・シュミット（長尾龍一訳）「政治神学」長尾編『カール・シュミット著作集 I』慈学社、2007 年

ティモシー・スナイダー（池田年穂訳）『自由なき世界』上下巻、慶応義塾大学出版会、2020 年

Ha, Yong-Chool, “Short-lived Martial Law: Commentary by Prof. Yong-Chool Ha”

<https://jsis.washington.edu/korea/news/short-lived-martial-law-commentary-by-prof-yong-school-ha/>

Lee Hyo-jin, “New face of far right: What led young Korean men to vandalize court?” 2025/1/23, The Korea Times.

Won, Yoomin, “A Nightmare of Emergency Martial Law in South Korea” 2024/12/19, I-CONnect

【資料 1】大韓民国憲法（1987 年制定、1988 年施行）

第 76 条〔緊急処分・命令〕

1 大統領は、内患、外患、天災、地変又は重大な財政及び経済上の危機に際し、国家の安全保障又は公共の安寧秩序を維持するために緊急の措置が必要となり、国会の集会を待つ余裕がないときに限り、最小限に必要な財政及び経済上の処分を行い、又はこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる。

2 大統領は、国家の安危に関わる重大な交戦状態に際し、国家を保衛するために緊急な措置が必要となり、国会の集会が不可能なときに限り、法律の効力を有する命令を発することができる。

3 大統領は、第 1 項及び第 2 項の処分又は命令をしたときは、遅滞なく国会に報告し、その承認を得なければならない。

4 第 3 項の承認を得られなかったときは、その処分又は命令は、そのときから効力を喪失する。この場合、その命令により改正又は廃止された法律は、その命令が承認を得られなかったときから、当然に効力を回復する。

5 大統領は、第 3 項及び第 4 項の事由を遅滞なく公布しなければならない。

第 77 条〔戒厳の宣布〕

1 大統領は、戦時、事変又はこれに準ずる国家非常事態に際し、兵力をもって軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要があるときは、法律の定めるところにより、戒厳を宣布することができる。

2 戒厳は、非常戒厳及び警備戒厳とする。

3 非常戒厳が宣布されたときは、法律の定めるところにより、令状制度並びに言論、出版、集会、結社の自由及び政府又は法院の権限に関して、特別の措置を講ずることができる。

4 戒厳を宣布するときは、大統領は、遅滞なく国会に通告しなければならない。

5 国会が、在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求したときは、大統領は、これを解除しなければならない。

【資料2】自民党改憲推進本部「日本国憲法改正草案」（2012年4月）

9章 緊急事態

第98条（緊急事態の宣言）

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、100日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、100日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日以内」とあるのは、「5日以内」と読み替えるものとする。

第99条（緊急事態の宣言の効果）

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

【資料3】自民党改憲推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」（2018/03/26）

73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

【資料4】衆議院憲法審査会での改憲派委員の発言

北神圭朗委員（有志の会）「今回の議員任期の延長の制度、これを憲法上創設することは、緊急時においてできるだけ国会の機能を維持し、安易に超法規的な措置に頼らず、立憲主義と行政に対する民主的統制をぎりぎり守るためにも不可欠であると考えます」（208 衆⑤22/03/17: 6）。

山下貴司委員（自民党）「立憲主義を貫く、そして国民の生命を守るためにも、早急に緊急事態における憲法の在り方について議論し、特に国会議員の議員の任期の延長、そして緊急政令の要否について議論すべきことは明らかである」（210 衆②22/10/27: 8）。

新藤義孝委員（自民党）「どのような緊急事態においても国会機能の維持をぎりぎりまで追求し、それでも困難となった場合に、政府による超法規的措置の執行を防ぎ、立憲主義の下で政府を行動させようという仕組みであります」（210 衆⑤22/12/01: 4）。

【資料5】ドイツ基本法

第 35 条（連邦およびラントの法律上および職務共助、災害救助）

(1)は省略。

(2)……自然災害または特に重大な災厄事故の場合に救助を受けるために、ラントは、他のラントの警察力、他の行政官庁の力と設備、ならびに、連邦国境警備隊および軍隊の力と設備とを要請することができる。

(3)自然災害または災厄事故が一のラントを超える領域に危険を及ぼすときは、連邦政府は、これに有効に対処するのに必要な限度において、ラント政府に対し、他のラントのために警察力を使用させるべきことを指図することができ、また警察力を支援するために、連邦国境警備隊および軍隊の部隊を出動させることができる。第一文による連邦政府の措置は、連邦参議院の要求があるときはいつでも、〔また〕その他の場合には危険が除去されたのち遅滞なく、中止するものとする。

第 115 a 条（防衛上の緊急事態の定義およびその確定）

(1)連邦領域が武力によって攻撃され、または、このような攻撃が直前に差し迫っていること（防衛上の緊急事態）の確定は、連邦参議院の同意を得て、連邦議会が行う。その確定は、連邦政府の申立てに基づいて行い、連邦議会議員の投票数の三分の二の多数、少なくともその過半数を必要とする。

(2)状況からして不可避免的に即時に行動することが必要とされ、かつ、克服しえない障害があつて連邦議会が適時に集会することが不可能なときは、合同委員会がその委員の投票数の三分の二の多数、少なくとも過半数をもってこの確定を行う。

(3)～(5)は省略。

第 115 g 条（連邦憲法裁判所の地位）

連邦憲法裁判所およびその裁判官の憲法上の地位、およびその憲法上の任務の遂行は、侵害してはならない。連邦憲法裁判所法を合同委員会の〔議決する〕法律で変更することが許されるのは、連邦憲法裁判所の見解からしても、この変更が裁判所の活動能力を維持するのに必要であるとされる限度においてのみである。連邦憲法裁判所は、このような法律が発布されるまで、裁判所の活動を保持するのに必要な措置をとることができる。連邦憲法裁判所は、出席した裁判官の過半数をもって、第二文および第三文による決定を行う。

「えっ、『戒厳令』・・・？」

「どういうこと？」

—韓国戒厳令を体験する—

新外交イニシアティブ（ND）代表

弁護士 猿田佐世

参照）AERA.dot筆者記事「韓国人ではなくとも怒りが湧いてきた」

12月3日 非常戒厳

22時25分 「非常戒厳」 宣布

戒厳司令部が組織（司令官は陸軍大將）

23時頃 「布告令」 宣布

- 国会・地方議会、政党活動、集会デモなど政治活動禁止
- 言論と出版は戒厳司令部によって統制
- 無令状逮捕、強制搜索が可能

★国会議員が解除要求を決議できるか★

- 国会に軍が出動して、決議阻止、議員身柄拘束の試み

4日 1時 与党一部も含め190人で可決

4時28分 尹大統領 「非常戒厳」 解除

日本で流れる言説

- 「反日・親北の進歩派によるデモ」
 - 韓国の民主主義が戒厳令を阻止したことは、保革問わず誇り

- 「良好な日韓関係を築いた尹大統領から、進歩派の大統領に変わることで、また歴史問題が蒸し返され、日韓関係が悪化する」
 - 韓国の保守も日本の対応には強い不満

●

●15

民主主義について

- 軍事政権を国民の手で民主化

- 教育課程で歴史を学ぶ

- 親の背中を見て育つ若い世代

- 自らが民主主義を守る、という気概

●

●16

2 連載小説

屑のレク

沢木耕太郎さん 第25回

3 サザエさんをさがして

市井の郵便
街の日級宮園園

4

オーサの日本探検 そろばん
歴史のダイヤグラム 吉田茂・熱海へ
それぞれの最終案章

5

知っ得 なっ得 ビジネスマナー入門
ののちゃんのDO科学
乾物がお湯で早く戻るのはなぜ？

be
on Saturday

6

はじまりを歩く 証明写真機
街角や駅の中の「ミニ写真館」。
機能も用途も広がっています。
連載マンガ・コロコロ毛玉日記
私のThe Best! 青木美沙子さん
みうらじゅんさん「マイ走馬灯」

9

Reライフ on Saturday
亀田誠治さん「きっと大丈夫」
be between 花を買って？
悩みのつづ 回答・上野千鶴子さん
パズル 数独など

テレビ

上野樹里さんに聞く
内閣に挑み込まれています

訪米時には巧みな英語で交渉、議論する。社会人になるまで留学したことがなかったが「話し好き、人好き」を生かして、自力で英語力を身につけた東京都港区



新外交イニシアティブ代表・弁護士

猿田 佐世さん (46歳)

独自の外交を切りひらく

「いま必要なのは戦争を起さないうための外交です」。軍事力が抜本的に増強されるなか「戦争回避」を訴え、講義で国内外各地を飛び回る。夏はワシントンへ行く予定。コロナ前は毎年、4回、渡米した。米軍基地、安全確保、原発などについて、米政府や議会に働きかけを行い、既存の外交ルートには乗らない日本の多様な声をワシントンに届けてきた。

米議会議事録との面談は600回近い。2013年にはシンタック「新外交イニシアティブ」を立ち上げた。具体的な政策提言を行い、調査・研究も行う。国会議員の訪米を企画し、日米議員をつなげた。

知ったことが人生を変えた。米国には日本の一部の声しか伝わってなかった。日本でもワシントンのごく少数の知日派と呼ばれる人たちの考えが「米国の声」として伝わり、東京の政策決定に大きな影響を与えていた。日本の政府や大企業は知日派の属するシンタックに多額の資金を提供、追い風となる発言をしてもいい、日本メディアに報道させて「外圧」をつくり、自らが望む政策を日本で実現させていた。この仕組みを「ワシントン版南無」と名

づけた。のちに著書に書いた。こんな外交はおかしい。何かできることはないか。まずワシントンに伝わっていない知識の米軍普天間飛行場の辺野古移設反対の声を届けよう。と手探りで米議に働きかけを始めた。最初は連絡先もわからなかったが、少しずつ人脈を築いていった。意見を伝えるコミュニケーション力の高さに現地の人々も舌を巻く。外交に影響を与えるのは容易ではないが、米国防権限法から辺野古は唯一の「選定地」という条文が削除されたり

(15年)米側の要求で日本の普天間基地の保有量の削減が決められたり18年、米下院軍事委員会小委員会が辺野古の軟弱地盤に懸念を示したり(20年)仲間とともに、少しだが変えられたと成果を感じている。ND事務局長の兼谷陽次郎さん(39)は10年間変わらぬ姿を見てきた。「たまたま外交に打ち込んでいたのはアスリートのように、でも楽しく仕事がないという様子です。本人もこういふ、やりがいがある。未知の分野を切りひらいてきた自負もあります」。外交を動かすのは誰なのかを問い続ける。

文 林 希 写真 伊藤雄志介

43面に続く

「変えるしかない。楽しいから続けられる」

フロントランナー

Front Runner

(1面から続く)

プロフィール

- ★1977年、東京都生まれ。2歳で愛知県へ。小学6年のころ、「国連で働きたい」という夢をもつ。中学生から器械体操を始め。写真は中学時代。
- ★95年、早大法学部入学。NGOアムネスティ日本で活動。
- ★99年、司法試験に合格。タンザニアの難民キャンプなどでボランティア活動を行う。02年以降、弁護士として人権に関わる案件を担当。
- ★07年、ニューヨークのコロンビア大ロースクール入学。ニューヨーク州弁護士資格を取得し、09年にワシントンへ。アメリカン大学院で国際関係学を学びながら、日本の多様な声を米国へ届ける活動を開始。
- ★13年、東京で「新外交イニシアティブ」を設立。毎年、ワシントンを何度も訪れ、米政府や議会への働きかけを行う。
- ★家族は弁護士の夫と6歳、10歳の男の子。
- ★立教大学非常勤講師も務める。著書に「新しい日米外交を切り拓く」「自発的対米従属」など。

◆今回は、車いすテニスの小田凱入選手。16歳の若さで1月の全豪オープン男子シングルスで準優勝。6月の全仏オープンで初の4大会優勝が期待されます。



ドイツと米国のシンクタンクの研究者とG7広島サミットに向けての打ち合わせをする猿田佐世さん(中央)＝東京都港区

猿田 佐世さん 新外交イニシアティブ代表・弁護士

— 小学生時代から人権に関わる仕事をしたかったそうすね。

小学4年の頃、ユニセフ親善大使の黒柳徹子さんが抱く飢餓状態のアフリカの子どもたちをテレビで見たのがきっかけです。6年の頃、国連を知り、働きたいと思うようになりました。育ったのは管理教育が厳しい愛知県の町。大学で教える両親はそんな教育を批判していた。ふたりの背中を見て育ったことは大きいです。中学校は愛知教育大付属へ。自主性が重んじられ、何をしても自分で考え、議論して決める。高校は千種高校。自由で討論を

よくした。中高時代の体験は私の基礎になっています。恵まれた環境でした。

— 大学卒業と同時に司法試験に合格。司法修習を延ばしてタンザニアの難民キャンプへ行かれたとか。

学生時代から10年間、国際人権NGOアムネスティ日本でボランティア活動をしてきました。4年間、総会議長を務めたことも。でも、自分は人権、人権と言っているがきれいな事ではないかと思っただけです。人権などないような場面でもその言葉は役に立つのか、見てみよう。と、ところが、タンザニアの難民の高校で人権の授業を行うと、みんな本当に

熱心に話を聞いてくれた。目指す方向は間違っていないと確信しました。自分の原点となった体験です。まず動き、人に話を聞かす。20代、30代はそんな現場主義の無鉄砲なやり方を通していました。

具体的に提案

— ワシントンではどのように日米外交の仕組みに気づいたのですか。

たまたま私が行った時期、日本で政権交代が起こったのがきっかけです。いろんなシンポジウムが開催され、出てみると、来場者の半分は米国駐在の日本人

で、政府や企業関係者、メディアなどでした。ある会場で日本のテレビ局が多く日本人を含む来場者についていた。「よくねー」「悪くなる」「二択で「悪くなる」と答えた人が圧倒的に多かった。当時の日本の世論調査の高い支持率と温度差があったが、それが「ワシントンの人々の声」として報じられていくのを知った。

日本に居る米国の情報がワシントンの日本人に左右されていると気づきました。米国人は概して日本への関心はありません。辺野古の基地建設に反対する「沖縄の声」を届けようと、沖縄問題を管轄する米下院小委員会の委員長を訪ねると「沖縄の人口は20万人くらいか？」と聞かれ、大変ショックを受けました。でも彼は翌日には訪日し、私が求めたとおり、政権幹部と会ってくれた。「沖縄県民の気持ちが大変だ」と発言したと報じられています。

— ワシントンから日本を変えていく発想ですね。

そうですね。ワシントンを考えるのは難しい。私のできることはわずかにすぎない。でも日米安全保障政策に大きな影響をもつ知日派と言われる人は5人から30人くらい。ワシントンを少しでも変えられれば日米外交は大きく変わる。

米国は巨大NGOなど、市民と政府をつなぐ中間団体が充実しています。草の根の声を議会や政府に伝え、実現していくシステムがある。私が「新外交イニシアティブ(NDI)」を立ち上げたのは、日本にも外交分野でそうした団体が必

要で、シンクタンクからの発信なら米国でも聞いてもらえると思ったからです。ワシントンの対話では、反対だけではダメ。どうしたいのか、具体的な政策を提案しなければ相手にしてもらえない。

楽しいから

— いま、日本が軍事力拡大路線を突き進むなか、講演では「戦争を回避せよ」と訴えています。

ここ数年で日本の安保・外交の状況は急激に変りました。中国が力をつけ、米国が相対的に力を落とすなか、日本は軍事力を増強、今や日米同盟をリードしている面があります。

「対米従属」だけでなく、日本は米国が手を出さないことも関わったり、米国に対してより強硬な外交政策を求めたり。他方、日本の安保の議論では戦争が起こるようなことが、被害の現実とは語られていない。有事にどうするかという議論の前に、有事を起させないためにどうするか議論が絶対に必要です。私は米中の間で、したたかな外交を行っている東南アジア諸国がモデルになると考えています。

— 希望をもって活動されていますか。

変わる希望があるとか、ないとか考えることはあまりないです。変えるしかない。そして楽しいから続けられる。NDのスタッフはみんな若く、楽しんでやっています。第一線の専門家を交えて具体的な政策を提言していますが、この数年、軍事による抑止力一辺倒ではなく何ができるかを発信してきました。市民の方々はもちろん、何よりも政治家の方々に読んでほしいですね。

こちら特報部と緊急事態条項

東京新聞特別報道部長
中山洋子

2024 年 12 月 6 日「韓国『戒厳令』と緊急事態条項」

2018 年 7 月 11 日「宴会ツイッター」の波紋

2014 年 11 月 26 日「勢いづく改憲派」

2020 年 4 月 7 日「コロナ下の『緊急事態』を考える」

2022 年 8 月 2 日「旧統一教会と自民、改憲案一致」

「緊急事態条項」必要論の傾向と対策

■傾向

- ・災害やパンデミックなど人々の不安が募っている時に、国民を守ることができないのは「国に強い権限がないから」との理屈で登場。
- ・何度も論破されたロジックが繰り返される。

■対策

- ・政府の失策と憲法は関係があるのか、「必要論」がわき出るたびに問い直し、読者の理性と良心に訴える。
- ・あきらめない。